

## ○三島市暴力団排除条例

平成24年3月23日

条例第6号

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本となる事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活及び市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、及び滞在する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

### (市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、県及び他の市町その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提

供するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者(以下「市民等」という。)は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、市の事務及び事業からの暴力団の排除のための必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の事務及び事業に関する契約において、当該契約の相手方(下請負人その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。)から暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)を排除する旨の定めをするものとする。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が、暴力団の排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成する集会を開催する等の広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、県と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第8条 市は、その設置する中学校において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、

暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、前項に規定する者に対し、前項に規定する適切な措置を講ずる上で必要となる情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与等の禁止)

第9条 市民等は、暴力団員等又はその指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他の財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をすること。

(2) 暴力団の活動又はその運営に協力する目的で、金品その他の財産上の利益の供与をし、又はその申込み若しくは約束をすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる利益の供与(法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他の正当な理由がある場合における利益の供与を除く。)をし、又はその申込み若しくは約束をすること。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。